

財団法人紀南環境整備公社設立趣意書

安全で快適な地域社会の形成を目指し、また当地域の豊かに恵まれた自然を後世に継承するために、廃棄物の適正処理に関する事項を、「紀南地域廃棄物処理促進協議会」及び「紀南地域廃棄物適正処理検討委員会」が情報公開の徹底と住民意見の反映を基本に、課題解決の方策について検討を行った。

この結果、廃棄物を適正に処理する方法として、行政と産業界が協力し、地域外処理に依存している最終処分について、地域内で確保する必要があるとの結論に至った。

しかしながら、確保に向けては、住民の不安解消や信頼性、事業主体の安定した経営を追求することが重要であり、そのためには、県・市町村と事業者が一体となった公共関与型の事業主体を設立する必要がある。

このため、県・市町村と事業者が協力して、廃棄物の適正処理の推進に不可欠な最終処分場等の廃棄物処理施設の整備を図ることにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に貢献し、もって、安全で快適な地域社会の実現に資することを目的とし、ここに「財団法人紀南環境整備公社」を設立するものである。

平成17年 3月28日
設立発起人一同